

富山市建築物のエネルギー消費性能適合性判定及び届出等に関する要綱

令和6年6月19日改定

第一章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）の事務に関する必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び次の各号において使用する用語の例による。

- (1) 基準省令 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）をいう。
- (2) 適合性判定 法第12条第1項及び第2項並びに法第13条第2項及び第3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。
- (3) 省エネ性能 法第2条第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。
- (4) 省エネ基準 法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- (5) 省エネ計画 法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。
- (6) 申請書 法第12条第1項に定める建築物エネルギー消費性能確保計画書及び第13条第2項に定める建築物エネルギー消費性能確保計画通知書をいう。
- (7) 変更申請書 法第12条第2項に定める変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画書及び第13条第3項に定める変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画通知書をいう。
- (8) 届出書 法第19条第1項（同条第4項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）及び法附則第3条第2項（同条第5項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）に定める計画の届出書をいう。
- (9) 通知書 法第20条第2項及び法附則第3条第7項に定める計画の通知書をいう。
- (10) 審査機関 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。

第二章 適合性判定

（適合性判定申請時に提出する書類の部数）

第3条 市長は、申請書又は変更申請書が省エネ基準に適合しているかどうかの審査をするにあたり、必要があると認めるときは、当該申請書類の部数について正本1部及び副本3部を申請者に求めることができるものとする。

（適合性判定の軽微な変更）

第4条 施行規則第3条に定める軽微な変更をしようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（様式第1号）に、それぞれ変更内容を説明するための図書を添えて市長に提出するものとする。

2 施行規則第11条に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を求める者は、軽微変更該当証明申請書（様式第2号）の正本及び副本各1部に、それぞれ施行規則第1条第1項に規定する図書及び当該申請に係る直前の適合性判定に要した書類（ただし、変更に係るもの）を添えて、市長に提出するものとする。

（適合性判定の軽微変更該当証明書の交付）

第5条 市長は、前条の申請に係る変更が軽微な変更該当すると認めたときは、同条に規定する申請書類の副本及び当該添付図書を添えて、軽微変更該当証明書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、前条の申請に係る変更が軽微な変更該当しないと判断したときは、同条に規定する申請書類の副本及び当該添付図書を添えて、軽微な変更該当しない通知書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

（申請書の取下げ）

第6条 提出した申請書又は変更申請書を取下げようとする者は、速やかに取下げ届（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（新築等の取りやめ）

第7条 適合判定通知書を交付された建築物の新築等を取りやめようとする者は、速やかに取りやめ届（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（完了検査申請時に提出する書類）

第8条 適合判定通知書の交付を受けた建築物の工事監理者が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第1項又は同法第18条第16項の規定に基づく完了検査を申請しようとするときは、評価項目に応じた工事監理が確認できる報告書（様式第7号又は様式第8号）を提出するものとする。

- 2 第4条第1項に定める軽微な変更を行った場合は、前項に定める報告書に加え、軽微な変更説明書（様式第1号）を提出するものとする。
- 3 第4条第2項に定める軽微変更該当証明申請を行った場合は、前項に定める書類に加え、第5条第1項に定める軽微変更該当証明書（様式第3号）の写しを提出するものとする。

（住宅部分に係る指示等）

- 第9条 市長は、法第12条第1項に規定する申請書（住宅部分に限る。）又は法第12条第2項に規定する変更申請書（住宅部分に限る。）が省エネ基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、申請者に対し、指示書（様式第9号）により法第16条第1項による指示を行うものとする。
- 2 前項の指示を受けた者は法第17条第1項に基づき、報告書（様式第10号）により報告するものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、命令書（様式第11号）により、法第16条第2項による命令を行うものとする。
 - 4 前項の命令を受けた者は法第17条第1項に基づき、報告書（様式第10号）により報告するものとする。
 - 5 市長は、法第13条第2項に規定する申請書（住宅部分に限る。）又は法第13条第3項に規定する変更申請書（住宅部分に限る。）が省エネ基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、申請者に対し、協議書（様式第12号）により法第16条第3項による協議を行うものとする。
 - 6 第1項に定める指示又は前項に定める協議の対象となる基準は、以下に示すものとする。
 - （1）建築物全体の一次エネルギー消費量の設計値が基準値に比して、原則として1割程度高い場合
 - （2）住宅（住戸毎）の外皮については、住宅性能表示制度における断熱等級性能等級4のUA値及び η AC値に比して、原則として1割程度高い場合
 - 7 市長は、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、申請書（住宅部分に限る。）又は変更申請書（住宅部分に限る。）の申請者に対し、指導書（様式第13号）により法第8条による指導及び助言を行うものとする。

第三章 届出及び通知

（所管行政庁が必要と認める書類）

- 第10条 届出書又は通知書を提出しようとする場合において、法第19条第4項の規定

に基づき審査機関から省エネ基準への適合を証する書類の交付を受けているときは、次に掲げる図書を提出するものとする。

ア	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第６条第１項に規定される設計住宅性能評価書またはその写し。（ただし、戸建住宅に係るもので、日本住宅性能表示基準（平成１３年国土交通省告示第１３４６号）に規定する断熱性能等級が４であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が４または５であるものに限る。）
イ	法第７条に基づく建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成２８年国土交通省告示第４８９号）に基づく第三者認証表示制度（BELS）による評価書またはその写し。（ただし、建築物全体を評価しているものであって、一次エネルギー消費量基準に適合しているものに限る。また、住宅にあってはこれに加え、外皮基準に適合（共同住宅にあっては、各住戸が外皮基準に適合）しているものに限る。）

（指示、命令、協議及び指導）

第１１条 市長は、届出書の内容が省エネ基準に適合せず、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、届出者に対し、指示書（様式第１４号）により法第１９条第２項による指示を行うものとする。

２ 前項の指示を受けた者は法第２１条第１項に基づき、報告書（様式第１０号）により報告するものとする。

３ 市長は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、命令書（様式第１５号）により法第１９条第３項による命令を行うものとする。

４ 前項の命令を受けた者は法第２１条第１項に基づき、報告書（様式第１０号）により報告するものとする。

５ 市長は、通知書の内容が省エネ基準に適合せず、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、届出者に対し、協議書（様式第１６号）により法第２０条第３項による協議を行うものとする。

６ 第１項に定める指示又は前項に定める協議の対象となる基準は、第１１条第６項の規定を準用する。

７ 市長は、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、届出者に対し、指導書（様式第１７号）により法第８条による指導及び助言を行うものとする。

（届出書及び通知書の取下げ）

第１２条 届出書又は通知書を取り下げようとする者は、取下げ届（様式第５号）を市長に提出するものとする。

附 則（平成３０年８月１日）

この要綱は、平成３０年８月１日から施行する。

附 則（令和元年１１月１６日）

この要綱は、令和元年１１月１６日から施行する。

附 則（令和３年４月１日）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和４年４月１日）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和６年６月１９日）

この要綱は、令和６年６月１９日から施行する。

（第一面）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

年 月 日

（宛先）建築主事

申請者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 3 条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	
(2) 建築物等の所在地	
(3) 省エネ適合判定年月日・番号	
(4) 変更の内容	
☐A 省エネ性能が向上する変更 ☐B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更 ☐C 再計算によって基準適合が明らかな変更（計画な抜本的な変更を除く）	
(5) 備考	
(注意) 1. この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2. (4) 変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	受付欄

[A 省エネ性能が向上する変更]

・変更内容は、 ☐ チェックに該当する事項となる
☐ ① 建築物高さもしくは外周長の減少 ☐ ② 外壁、屋根もしくは外気に接する床の面積の減少 ☐ ③ 空気調和設備等の効率の向上又は損失の低下となる変更（制御方法等の変更を含む） ☐ ④ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設 ☐ その他（ ）
・上記 ☐ チェックについて具体的な変更の記載欄
・添付図書等
(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

[B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更]

・変更前の BEI = () ≤ ()	
・変更となる設備の概要	
☐ 空気調和設備 変更内容記入欄	
☐ 機械換気設備 変更内容記入欄	
☐ 照明設備 変更内容記入欄	
☐ 給湯設備 変更内容記入欄	
☐ 太陽光発電 変更内容記入欄	
・添付図書等	
(注意) 変更となる設備は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。	

[空氣調和設備關係]

次に掲げる（い）、（ろ）のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
（い）外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射熱取得率の増加（5%を超えない場合に限る。）又は減少
外壁の平均熱貫流率の増加（5%を超えない範囲）又は減少
変更内容 ☐ 断熱材種類 ☐ 断熱材厚み 変更する方位 ☐ 全方位 ☐ 一部方位のみ（方位 ） 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %
屋根の平均熱貫流率の増加（5%を超えない範囲）又は減少
変更内容 ☐ 断熱材種類 ☐ 断熱材厚み 変更する方位 ☐ 全方位 ☐ 一部方位のみ（方位 ） 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %
外気に接する床の平均熱貫流率の増加（5%を超えない範囲）又は減少
変更内容 ☐ 断熱材種類 ☐ 断熱材厚み 変更する方位 ☐ 全方位 ☐ 一部方位のみ（方位 ） 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %
窓の平均熱貫流率の増加（5%を超えない範囲）又は減少
変更内容 ☐ ガラス種類 ☐ ブラインドの有無 変更する方位 ☐ 全方位 ☐ 一部方位のみ（方位 ） 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %
窓の平均日射熱取得率の増加（5%を超えない範囲）又は減少
変更内容 ☐ ガラス種類 ☐ ブラインドの有無 変更する方位 ☐ 全方位 ☐ 一部方位のみ（方位 ） 変更前・変更後の平均日射熱取得率 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %
（ろ）熱源機器の平均効率について 10%を超えない低下
平均熱源効率（冷房平均 COP）
変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ） %
平均熱源効率（暖房平均 COP）
変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ） %

【機械換気設備関係】

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(い) 送風機の電動機出力について 10%を超えない増加
室用途 () 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
(ろ) 計算対象床面積について 5%を超えない増加 (室用途が「駐車場」「厨房」である場合のみ)
室用途 (駐車場) 変更前・変更後の床面積 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 (厨 房) 変更前・変更後の床面積 変更前 () 変更後 () 増加率 () %

【照明設備関係】

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる（い）に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。		
（い） 単位面積あたりの照明器具の消費電力について 10%を超えない増加		
室用途（ ）		
変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減		
変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力		
変更前（ ）	変更後（ ）	増加率（ ） %
室用途（ ）		
変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減		
変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力		
変更前（ ）	変更後（ ）	増加率（ ） %
室用途（ ）		
変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減		
変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力		
変更前（ ）	変更後（ ）	増加率（ ） %
室用途（ ）		
変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減		
変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力		
変更前（ ）	変更後（ ）	増加率（ ） %

[給湯設備関係]

評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる (い) に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 給湯機器の平均効率について 10%を超えない低下

湯の使用用途 ()

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

湯の使用用途 ()

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

湯の使用用途 ()

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

[太陽光発電関係]

下掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(い) 太陽電池アレイのシステム容量について 2%を超えない減少
変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量 変更前 システム容量の合計値 () 変更後 システム容量の合計値 () 変更前・変更後のシステム容量減少率 () %
(ろ) パネル方位角について 30 度を超えない変更又は傾斜角について 10 度を超えない変更
パネル番号 () パネル方位角 □30 度を超えない変更 () 度変更 パネル傾斜角 □10 度を超えない変更 () 度変更
パネル番号 () パネル方位角 □30 度を超えない変更 () 度変更 パネル傾斜角 □10 度を超えない変更 () 度変更

（第一面）

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

（宛先） 富山市長

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 11 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第 3 条（同規則第 7 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号】 第 号
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】 年 月 日
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】

【軽微な変更の概要】

（注意）第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当機関で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

様式第 3 号（第 5 条第 1 項関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 11 条の規定による
軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

様

富山市長 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 3 条（同規則第 7 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所
3. 適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日 年 月 日
4. 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

第 号
年 月 日

様

富山市長
(公印省略)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定による
軽微変更該当しない通知書

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条（同規則第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当しないと判断しましたので通知します。

記

(理由)

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に富山市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

様式第5号（第6条第1項関係、第12条第1項関係）

取 下 げ 届

年 月 日

(宛先) 富山市長

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）の規定により提出した下記の申請書（届出書、通知書）を取下げます。

記

- | | | | | |
|---|-----------------|---|---|---|
| 1 | 申請（届出、通知）年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 申請書（届出書、通知書）の名称 | | | |
| 3 | 建築物の所在地 | | | |
| 4 | 建築物の名称 | | | |
| 5 | 取下げ理由 | | | |

取 り や め 届

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 2 条第 1 項、同法第 1 2 条第 2 項、同法第 1 3 条第 2 項又は同法第 1 3 条第 3 項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画を取りやめるので届け出ます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能適合性判定
適合判定通知書番号 第 号
適合判定通知書交付年月日 年 月 日
- 2 建築物の所在地
- 3 建築物の名称
- 4 取りやめの理由

省エネ基準工事監理報告書

(宛先) 富山市長

年 月 日

工事の監理状況を報告します。
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

工事監理者

物件概要

建 築 主	
工 事 名 称	
敷地の地名地番	

報告内容 (以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。)

項 目	報 告 事 項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	① 断熱材の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 窓の仕様、設置状況 (ブラインドボックス、底の設置状況を含む)		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 空調設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 全熱交換器のバイパス制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑤ 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑥ 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 換気設備	① 換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 送風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 照明設備	① 照明器具の消費電力、台数および取付状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 各種制御の設置状況 【在室検知制御・タイムスケジュール制御・初期照度補正制御・明るさ検知制御】		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 給湯設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 昇降機設備	昇降機の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
7. 太陽光発電設備	太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
8. コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の仕様、排熱利用先		A・B・C ・ ・	適・不適

〔注意〕

- 本様式は、「モデル建物法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
A: 目視による立会確認 B: 計測等による立会確認 C: 施工計画書等・試験成績書等による確認

省エネ基準工事監理報告書

様式第8号(第8条第1項関係)

(宛先) 富山市長

年 月 日

工事の監理状況を報告します。
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者

物件概要

建 築 主	
工 事 名 称	
敷 地 の 地 名 地 番	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項 目	報 告 事 項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	① 外壁等を構成している建材の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 窓の仕様、設置状況（ブラインドボックス、庇の設置状況を含む）		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 空調調和設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 冷暖同時供給の有無		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 熱源機器に係る台数制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 蓄熱システムの仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑤ 2次ポンプの仕様（流量制御方式を含む）、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑥ 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑦ 2次ポンプに係る台数制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑧ 空調機の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑨ 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑩ 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑪ 外気冷房制御の有無		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑫ 全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑬ 全熱交換器のバイパス制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 換気設備	① 換気設備（換気代替空調機を含む）の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 換気設備に係る各種制御（換気代替空調機を含む）の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 照明設備	① 照明器具の消費電力、台数および取付状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 各種制御の設置状況 【在室検知制御・タイマスケジュール制御・初期照度補正制御・明るさ検知制御】		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 給湯設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 太陽熱利用設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 昇降機設備	昇降機の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
7. 太陽光発電設備	① 太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② パワーコンディショナの仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
8. コージェネレーションシステム	コージェネレーションシステムの仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

【注意】
1. 本様式は、「標準入力法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
2. 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
3. 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
4. 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
A: 目視による立会確認 B: 計測等による立会い確認 C: 施工計画書等・試験成績書等による確認

第 号
年 月 日

様

富山市長
(公印省略)

指 示 書

下記の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号。以下「法」という。）第 1 2 条第 1 項又は第 2 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画書(住宅部分に係る部分に限る)は、同法第 2 条第 1 項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に照らして不十分であると認められるので、同法第 1 6 条第 1 項の規定により、必要な措置を講ずるよう指示します。

指示に従い、改善措置を講ずるときは、再度、必要な図面、資料等を報告期限までに提出してください。

改善措置を講ずれない場合は、報告期限までに報告書(様式第 1 0 号)を提出してください。

記

- 1 届出年月日 年 月 日
- 2 建築物の所在地
- 3 建築物の名称
- 4 不十分であると認められる理由

- 5 報告期限 年 月 日

年 月 日

（宛先） 富山市長

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

報 告 書

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 2 条第 1 項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に照らして不十分でしたので、報告書を提出します。

記

- | | | |
|---|-----------|-------|
| 1 | 届出（通知）年月日 | 年 月 日 |
| 2 | 建築物の所在地 | |
| 3 | 建築物の名称 | |
| 4 | 報告内容 | |

第 号
年 月 日

様

富山市長 印

命 令 書

下記の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 15 条第 3 項の規定による計画書は、同法第 2 条第 1 項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に照らして不十分であると認められるので、同法第 16 条第 2 項の規定により、必要な措置を講ずるよう命令します。

記

- 1 届出年月日 年 月 日
- 2 建築物の所在地
- 3 建築物の名称
- 4 不十分であると認められる理由

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に富山市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号
年 月 日

様

富山市長
(公印省略)

協 議 書

下記の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第13条第2項又は第3項の規定による通知（住宅部分に係る部分）は、同法第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に照らして不十分であると認められるので、同法第16条第3項の規定により、必要な措置を講ずるよう協議を求めます。

記

- | | | | | |
|---|----------------|---|---|---|
| 1 | 通知年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 建築物の所在地 | | | |
| 3 | 建築物の名称 | | | |
| 4 | 不十分であると認められる理由 | | | |
| 5 | 報告期限 | 年 | 月 | 日 |

第 号
年 月 日

様

富山市長
(公印省略)

指 導 書

下記の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項若しくは第 2 項又は同法第 13 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画書(住宅部分に係る部分に限る)について、同法第 8 条の規定により、建築物の設計、施工及び維持管理に係る事項について指導及び助言します。

記

- 1 届出年月日
- 年 月 日
- 2 建築物の所在地
- 3 建築物の名称
- 4 指導及び助言内容

第 号
年 月 日

様

富山市長
(公印省略)

指 示 書

下記の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項（同条第 4 項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）又は同法附則第 3 条第 2 項（同条第 5 項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出書は、同法第 2 条第 1 項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に照らして不十分であると認められるので、同法第 19 条第 2 項の規定により、必要な措置を講ずるよう指示します。

指示に従い、改善措置を講ずるときは、再度、必要な図面、資料等を報告期限までに提出してください。

記

- 1 届出年月日 年 月 日
- 2 建築物の所在地
- 3 建築物の名称
- 4 不十分であると認められる理由

- 5 報告期限 年 月 日

第 号
年 月 日

様

富山市長 印

命 令 書

下記の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第19条第1項（同条第4項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）又は同法附則第3条第2項（同条第5項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出書は、同法第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に照らして不十分であると認められるので、同法第19条第3項の規定により、必要な措置を講ずるよう命令します。

記

- 1 届出年月日 年 月 日
- 2 建築物の所在地
- 3 建築物の名称
- 4 不十分であると認められる理由

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に富山市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号
年 月 日

様

富山市長

(公印省略)

協 議 書

下記の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第20条第2項又は同法附則第3条第8項の規定による通知書は、同法第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に照らして不十分であると認められるので、同法第20条第3項の規定により、必要な措置を講ずるよう協議を求めます。

記

- 1 通知年月日 年 月 日
- 2 建築物の所在地
- 3 建築物の名称
- 4 不十分であると認められる理由

- 5 報告期限 年 月 日

第 号
年 月 日

様

富山市長

（公印省略）

指 導 書

下記の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項（同条第 4 項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）若しくは同法附則第 3 条第 2 項（同条第 5 項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による（変更）届出書又は第 20 条第 2 項若しくは同法附則第 3 条第 8 項の規定による（変更）通知書について、同法第 8 条の規定により、建築物の設計、施工及び維持管理に係る事項について指導及び助言します。

記

- 1 届出年月日 年 月 日
- 2 建築物の所在地
- 3 建築物の名称
- 4 指導及び助言内容